

IV 有罪判決後の DNA 鑑定請求権と デュー・プロセス

—District Attorney's Office v. Osborne, 129 S.Ct. 2308 (2009)—

1 事 実

被上告人（原告）Osborne は、1993年3月にアラスカ州アンカレッジで発生した誘拐暴行強姦事件につき、遺留精液の DQ Alpha テスト⁽¹⁾による DNA 鑑定の結果等から有罪とされ、26年の拘禁刑に処された。その後 Osborne は、無実を証明しうる、より精度の高い DNA 鑑定法である RFLP テストの実施を求めてアラスカ州裁判所に出訴した。

アラスカ州控訴裁判所は、公判時にあえて使用しなかった DNA 鑑定法を有罪判決後に実施することを州事後救済法は認めず、これを連邦憲法上の権利とする先例もない、と判示した⁽²⁾。また、仮釈放申請時の自白等 Osborne の有罪を裏付ける証拠は強力であり、RFLP テストは無罪の決め手になりえないため、州憲法上の権利としても認められない、として Osborne の訴えを斥けた⁽³⁾。

そこで Osborne は、さらに後発の DNA 鑑定法である STR テストを実施するために DNA 証拠にアクセスする権利がデュー・プロセス条項の下で保障される、と主張して§1983訴訟を提起した。連邦地裁は、有罪判決を争う場合には§1983訴訟ではなく人身保護手続によるべきとして請求を棄却したが、連邦控訴裁判所（9th Circuit）は§1983訴訟が可能として破棄差戻した⁽⁴⁾。差戻審の連邦地裁は Osborne の主張を認容し、有罪判決後に DNA 鑑定を請求する

(1) 第一世代の DNA 鑑定法である。サンプルと Osborne の遺伝子型は一致したというものの、Osborne と同じ黒人の約16%がその遺伝子型を持つ程度の識別力であったため、このサンプルが Osborne に由来するとは断言できなかった。See Brandon L. Garrett, *DNA and Due Process*, 78 *FORDHAM L. REV.* 2919, 2930 (2010).

(2) Osborne v. State, 110 P.3d 986 (Alaska Ct. App. 2005).

(3) Osborne v. State, 163 P.3d 973 (Alaska App. 2007).

(4) Osborne v. Dist. Attorney's Office, 423 F.3d 1050 (9th Cir. 2005).

「限定的な憲法上の権利」が認められる場合があると判示した⁽⁵⁾。

原審の連邦控訴裁判所 (9th Circuit)⁽⁶⁾ は、被告人に有利な証拠を開示する検察官の義務は公判前のみならず有罪判決後にも拡大され、虚偽の自白は誤判の一因である現実を考慮すれば、自白したことには有罪判決後の証拠へのアクセスを否定するほどの重要性はない、として Osborne の主張を認容した。

2 争点

(1) 有罪判決後の DNA 鑑定請求の申立は \$1983 訴訟として成立するか。

(2) デュー・プロセス条項は有罪判決後に DNA 鑑定の目的で証拠にアクセスする権利を保障するか。

3 判決

破棄差戻。Roberts 首席裁判官による法廷意見 (Scalia, Kennedy, Thomas, Alito 各裁判官が同調)。Alito 裁判官による同意意見 (Kennedy 裁判官同調, Thomas 裁判官一部に同調), Stevens 裁判官による反対意見 (Ginsburg, Breyer 各裁判官同調, Souter 裁判官一部に同調), Souter 裁判官による反対意見が付された。

争点 (1) は本件において判断不要である。争点 (2) については、①公判時の証拠開示への権利を有罪判決後の救済に拡大適用し、② DNA 証拠にアクセスする権利を実体的デュー・プロセスの権利とする原審の解釈は誤りである。

4 判決理由

(1) 立法による解決

有罪無罪の立証につき比類なき能力をもつ DNA 鑑定の刑事手続における取り扱いは立法部の管轄事項であり、現に 46 州と連邦が有罪判決後の DNA 鑑定の申請手続に関する DNA アクセス法を制定している。アラスカ州にはまだ同種の制定法はないが、証拠開示と有罪判決後の救済手続に関する一般法⁽⁷⁾ で代用できる。一般法によれば、①新証拠が②明白且つ説得力ある証拠として③既決囚の無実を証明する場合、既決囚は無実を立証できる。

(5) Osborne v. Dist. Attorney's Office, 445 F.Supp.2d 1079 (D. Alaska 2006).

(6) Osborne v. Dist. Attorney's Office, 521 F.3d 1118 (9th Cir. 2008).

(7) ALASKA STAT. §12.72.010 (4) (2008).

また、一般法が不十分な場合には州憲法による対応が可能である。すなわち①主に目撃証拠に基づいて有罪となった既決囚を②犯人とすることについて疑いの余地が認められ、③科学的検査がこの疑いに決着をつける見込みがある場合、既決囚は無期限で無実を立証できる。

(2) §1983訴訟か、人身保護手続か

DNA 証拠へのアクセスをいかに解釈するかによって手続は区別される。アクセス後に有罪判決を争う点を重視すれば、人身保護手続によるべきとなる。他方で、これを単なる証拠へのアクセス権と考える場合、仮に DNA 鑑定が無実を立証できても有罪判決は自動的に無効にならないため、§1983訴訟は成立する。本件ではこうした手続の使い分けに関する難問に答えずとも Osborne の申立てを審査できるため、本件を§1983訴訟とすることを Heck 判決⁽⁸⁾は妨げない、とした原審の判断が正しいものと推定して審理を進める。

(3) 有罪判決後に無実を立証する州法上の権利

「新証拠によって無実を立証する自由」は、州法によって認められている。しかし、既決囚は無罪の推定等一般市民と同等の権利を享有するものではなく、判決前の被告人に保障される公判上の権利を有罪判決後も拡大適用することがデュー・プロセス条項の要請である、とした原審の解釈は誤りである。有罪判決後の救済手続は各州が弾力的に決定でき、連邦裁判所が介入するのはその手続が根本的に不十分な場合に限られる。アラスカ州法の定める要件は、他州や連邦の DNA アクセス法のそれと類似する他、追加的安全装置として州憲法に基づく権利構成の可能性も示唆されるため、州法による事後救済の DNA 証拠への適用は不十分とはいえない。

(4) 「無実 (actual innocence)」の訴えにより釈放される権利

連邦憲法上そのような権利が保障されるか否かは未解決の問題であるが、無実の訴えには人身保護手続に基づく申立が必要である。申立てが奏功すれば連邦刑事手続規則は「十分な理由」に基づいて証拠開示を認める。

(5) 実体的デュー・プロセスとしての DNA 証拠への権利

本件の事実関係において、DNA 証拠にアクセスする実体的デュー・プロセスの権利はない。さまざまな解釈がありうる実体的デュー・プロセスの概念の拡大に対して当法廷は一貫して消極的であり、とりわけ DNA という目新しく歴史の浅い領域へのその拡大には躊躇するからである。また、これを憲法問題

(8) Heck v. Humphrey, 521 U.S. 477 (1994).

化することは現在進行中の州政府による取組みへの連邦司法部の介入を意味し、DNA 証拠へのアクセスのみならずその保存のあり方等、連邦司法部では対応しきれない際限ない諸問題が憲法上の問題となることを必然とする。

尚、本判決には以下の少数意見が付されている。

Alito 裁判官による同意意見は、Osborne の連邦憲法上の権利に関する主張を斥ける理由を二点追加する。第一に、連邦制、礼讓、裁判の終局性の観点から、州の既決囚が「有罪判決後に DNA 鑑定を受ける連邦憲法上の権利」を主張する場合、§1983訴訟ではなく人身保護手続によらねばならない。第二に、DNA 証拠に伴う連邦と州のコスト負担を考慮すれば、公判時に戦術的に DNA 鑑定を辞退した者には有罪判決後にそれを受ける憲法上の権利は保障されない。

Stevens 裁判官による反対意見は、三点からなる。第一に、州法による救済手続は不十分である。第二に、Osborne には鑑定のために証拠にアクセスする憲法上の権利が保障される。第三に、それを実体的デュー・プロセスの権利とすることへの法廷意見の否定的見解には妥当性がない。

Souter 裁判官による反対意見は二点からなる。Osborne は州法の定める要件を満たすにもかかわらず、DNA 証拠へのアクセスを拒否されており、無実を立証する州法上の自由を実現する手続は不十分である。州法は文面上合理的であるが、州当局の怠慢と頑なさによって適用における手続上の不公平を生じており、デュー・プロセス条項に違反する。また、実体的デュー・プロセスの権利が保障されるか否かの判断は不要である。

5 判例研究

(1) 本判決の背景 有罪判決後の DNA 鑑定と誤判救済

人の体液、毛髪、組織片から DNA を採取・分析して行なう精度の高い個人識別・同一性確認の方法⁽⁹⁾である DNA 鑑定は、米国において1980年代後半から犯罪捜査や刑事裁判での証拠等に採用されている⁽¹⁰⁾。本判決はこの DNA

(9) 三井誠「科学的捜査(2) DNA 鑑定」法学教室148号92頁(1993)、同「DNA 鑑定」法学教室210号55頁(1998)参照。

(10) 津村政孝「DNA 鑑定」法学教室351号2-3頁(2009)、田淵浩二＝川口浩一「刑事手続における『DNA 分析』の法的問題(二)」奈良法学会雑誌3巻2号1頁(1990)、村井敏邦「刑事裁判における DNA 鑑定の問題状況」法律時報65巻2号15頁、17頁(1993)参照。

鑑定を有罪判決後に請求する憲法上の権利についての最高裁による初の判断である。背景には1990年代以降の Innocence Project に代表される DNA 鑑定を用いた誤判救済活動と、その成果としての261名（うち17名は死刑囚、2010年12月17日現在）に上る DNA 冤罪がある⁽¹¹⁾。

DNA 冤罪の増加に直面した各州では、2000年以降受刑者による DNA 鑑定
の請求を制度化する DNA アクセス法の立法が加速した⁽¹²⁾。その結果、現在
までにマサチューセッツとオクラホマを除く全ての州で法整備が完了し、本判
決時点で制定法のなかったアラスカ州でも2010年5月に同様の立法がなされ
た⁽¹³⁾。連邦においても2004年に Innocence Protection Act が制定され、請求
要件や生体証拠の保管義務、州の DNA 鑑定費用を支援する補助金制度を定め
ている⁽¹⁴⁾。本判決も評価するように、この領域での立法部の取り組みは迅速
かつ積極的である。他方、少数ながら尚立法を欠く州が残り、既存の DNA ア
クセス法も一部の州が請求資格を死刑囚に限定する等厳格な手続要件を採用し
ているため、より統一的な枠組みとその他の憲法論が求められるに至っ
た⁽¹⁵⁾。

(2) 有罪判決後の DNA 鑑定請求権と実体的デュー・プロセス

DNA 鑑定による雪冤が社会的に注目される中、これを請求することを憲法
上の権利として認めなかった⁽¹⁶⁾ 本判決には批判や落胆の声があるが、問題は

(11) Innocence Project と DNA 冤罪について、<http://www.innocenceproject.org/>. ジム・ドワイヤー、ピーター・ニューフェルド、バリー・シェック著（西村邦雄訳/指宿信監修）『無実を探せ! イノセンス・プロジェクト——DNA 鑑定で冤罪を晴らした人々』（現代人文社、2009）参照。

(12) See Comment, *The Fight for Post-Conviction DNA Testing is not yet Over: An Analysis of the Eight Remaining "Holdout States" and Suggestions for Strategies to Bring Vital Relief to the Wrongfully Convicted*, 98 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 329 (2007).

(13) [http://www.innocenceproject.org/Content/Alaska Enacts DNA Access Law.php](http://www.innocenceproject.org/Content/Alaska%20Enacts%20DNA%20Access%20Law.php) (last visited August 30, 2010).

(14) 18 U. S. C. §3600 (2006); 42 U. S. C. §14136 (2006). 中川かおり「海外法律情報アメリカ 有罪判決後の DNA 検査」ジュリスト1297号145頁（2005）参照。

(15) See e.g., Sophia S. Chang, *Protecting the Innocent: Post-Conviction DNA Exoneration*, 36 HASTINGS CONST. L. Q. 285 (2008-2009).

(16) 手続的デュー・プロセスの権利に関しては本判決を示唆的とする評価もある。See Garrett, *supra* note 1 at 2920.

とりわけその理由付けにある。まず、州立法部への介入と妨害になることを理由に権利の創設を差し控えるとした法廷意見の説明は、権利の創設こそがほぼ全ての州で行なわれた立法の趣旨である以上説得力がない⁽¹⁷⁾。また、この権利の目新しさ・歴史の欠如を問題とする論理も、法廷意見がDNA鑑定を「無実立証のための証拠の一種にすぎない」とした部分と矛盾する⁽¹⁸⁾。したがって、実体的デュー・プロセスの拡大に対する一般的な躊躇を除けば、最高裁の理由付けは不可解である。

もっとも、有罪判決後のDNA鑑定に見込まれる限定的な役割に注目すれば、最高裁の結論にも一理あるかもしれない。DNA鑑定が誤判を解明できるのは「単独犯」の「人違い」が問題となる事例であり、且つ生体証拠が質・量共に鑑定可能な状態で収集・保存されている、ごく一部の刑事事件に過ぎない⁽¹⁹⁾。また、有罪判決後に鑑定を求めるのはその技術がない、あるいは未熟な時期に有罪判決を言い渡された受刑者である。したがって、技術的に確立したDNA鑑定の実施が捜査・公判過程で一般化するにつれてそうした受刑者は減少し、需要は縮小すると予測されている⁽²⁰⁾。このように、ごく一部の受刑者の利益にしかならず、期間限定の需要しか見込めない事柄をあえて憲法上の「基本的 (fundamental) な権利」とすることへの躊躇は理解できなくもない。

(3) 憲法上の「無実の訴え (claim of actual innocence)」の自由

有罪判決後のDNA鑑定は、より広く「無実の訴え」の中に位置づけることができる。しかし、これは「仮に死刑事案で『真に説得力のある』無実の立証がなされたならば、その死刑執行は修正8条違反となるだろう」という *Herrera* 判決 (1993)⁽²¹⁾ の仮説的推定に依拠する⁽²²⁾ にすぎず、憲法上保障された

(17) See *id.* at 2953-57; Janet C. Hoefel, *Innocence: The Roberts Court Failed Innocence Project*, 85 CHI.-KENT L. REV. 43, 57 (2010); The Supreme Court 2008 Term - *Leading Cases*, 123 HARV. L. REV. 222, 230 (2009).

(18) DNA証拠を例外的な証拠とするか否かをめぐり法廷意見の矛盾を指摘するものとして、See *Leading Cases*, *supra* note 17.

(19) See Hoefel, *supra* note 17, at 45 and n. 18.

(20) 需要の一時的性について See *e.g.*, Chang, *supra* note 15, at 301. しかし、DNA冤罪の1/4以上は公判段階でDNA鑑定が技術的・制度的には可能だったはずの「DNA時代」の有罪判決に生じている。判決前のDNA鑑定の実施以上、判決後の鑑定の需要は当面減少しないだろう、という実証研究に基づく推測もある。See Brandon L. Garrett, *Claiming Innocence*, 92 MINN. L. REV. 1629, 1655-58 (2008).

自由であるか否かは、未解決の問題である。本判決もこの推定を維持するにとどまる⁽²³⁾。

かつて目撃者の記憶や物理的証拠に頼るしかなかった無実の立証に伴う困難は、現在 DNA 鑑定によって大幅に克服されている。今後は刑事手続の正確性という正義を実現するために、最高裁が「無実の訴え」を明確に承認し、そのために必要な DNA 鑑定請求権の保障を再考することが期待される。

(森本直子)

(21) *Herrera v. Collins*, 506 U. S. 390, 417 (1993)

(22) *Herrera* 以降の「無実の訴え」に関する判例の動向に照らして本件を評釈したものとして, *See* Hoeffel, *supra* note 17.

(23) 死刑事案ではない本件でこの推定が維持されたことにより, 「無実の訴え」の射程が拡大した, という積極的な評価もある。See Garret, *supra* note 1, at 2924, 2927.